

2026年2月13日

株主各位

広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社イズミ

代表取締役社長 町田 繁樹

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年12月9日（火）開催の取締役会において、2026年3月1日（日）付をもって、当社普通株式1株を3株に分割することを決議しました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年2月28日（土）（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2026年2月27日（金））と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年3月1日（日）付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を195,243,000株から585,729,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年3月下旬にお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 2026年2月28日（土）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
連絡先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)